

平成25年(ワ)第1992号、平成26年(ワ)第422号

直送済

福島第一原子力発電所事故による損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外82名

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面（3）  
 （被告東京電力に対する請求の訴訟物について）

平成27年5月13日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議C係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 古 川 和 典



同 長 木 裕 史



同 市 橋 卓



同 永 井 翔 太 郎



## 第1 はじめに

原告らは、本件訴訟において、被告東京電力に対する請求の根拠として、民法709条または原賠法3条1項に基づき、本件事故による原告らに生じた損害等の賠償として、150万円から1500万円の賠償を求めている。

既に答弁書の第3（56～57頁）においても述べているが、本準備書面においては、原賠法2条2項に定める「原子力損害」の賠償責任について、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、原告らは被告東京電力に対して民法709条に基づく損害賠償請求をすることができないことを改めて明らかにするとともに、原告ら準備書面1の第3（9～12頁）に対して必要な範囲で反論する。

なお、被告東京電力答弁書において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても同様の意味を有する。

## 第2 原賠法に基づく原子力損害賠償制度のしくみ

原賠法に基づく原子力損害賠償制度は、民法に基づく不法行為責任に係る特則として、我が国の民事損害賠償制度の中にあって独特な内容及び位置付けを有する。

以下、原賠法の規定の全体像を概観する。なお、条文は断りのない限り原賠法の条文を指す。

### 1 目的

原賠法は、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする」と定めている（1条）。

### 2 「原子炉の運転等」と「原子力損害」

原賠法において損害賠償の対象となるのは、「原子炉の運転等により生じた

原子力損害」である（1条）。

「原子炉の運転等」とは、原賠法2条1項にその定義があり、原子炉の運転、加工、再処理等を指す。

「原子力損害」とは、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害をいう」ものとされている（2条2項）。

### 3 原子力損害賠償責任について

原賠法は、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を規定するとともに（3条1項），賠償責任を原子力事業者に集中し（3条2項及び4条），さらに第三者への求償権の行使を制限している（5条）。

#### （1）無過失責任（3条1項）

原賠法3条1項は、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」として、原子炉の運転等と原子力損害の発生との間に相当因果関係があれば、原子力事業者の故意・過失等の責任発生要件を一切問わず（但書の場合を除く。），被害者保護の観点から、原子力事業者が当該原子力損害の賠償責任を負うものとして、原子力事業者の無過失責任を規定している。

#### （2）責任の集中（3条及び4条1項）

その上でさらに、原賠法4条1項は、「前条の場合においては、同条（引用者注：原賠法3条）の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事

業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、原子力損害について賠償責任を負うのは原賠法3条による損害賠償責任を負う原子力事業者に限られるものとし、原子力損害に係る賠償責任を原子力事業者に集中する一方で（＝原子力事業者への責任集中），それ以外の者は損害賠償義務を負わないもの（＝法律上の責任免除）とされている（以上、3条及び4条1項）。

これは、原子力損害の発生につき原因を与えていた他の者が民法又はその他の法律に基づいて責任を有すると解される場合においては、これらの者もまた賠償責任を有するものとみなされる余地があるため、その他の者は一切責任を負わないことを特に法令上明確にしたものである（乙D1の59頁）。

かかる責任集中によって、被害者は賠償請求の相手方を容易に認識することができる。他方、賠償義務者とされる原子力事業者においては、あらかじめ責任保険の付保等の損害賠償措置を講ずることが要求されることにより賠償資力の確保が図られることとなる。また、原子力事業者と取引関係に立つ者にとっても、原子力事業者と安定的に取引関係を行うことが可能となり、被害者保護及び原子力事業の健全な発達に資することを狙いとするものである。

### （3）求償権の制限（5条）

原賠法5条1項は、「第三条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、原子力事業者以外の第三者が原子力損害の発生に関与している場合において、当該第三者に故意がある場合に限って求償することができるものとしている。

これは、原子力関連の事業者において、上記の責任集中規定によって被害者との関係で責任を負わないとされるとしても、原子力事故により原子力事

業者が賠償義務を負う場合に、多額の求償権を行使されるおそれがあるとすると、安んじて原子力事業者と取引を行うことができないことから、原子力事業の健全な発達を図ることを目的として定められたものである。

#### (4) 小括

このように原賠法の上記各規定においては、原子力事業者に無過失責任を負わせるだけではなく、責任の集中、原子力事業者が求償権を行使できる場合を第三者に故意のある場合に限定するなど、民事私法上の原則を大きく修正し、それによって被害者保護を図るとともに、原子力事業者及びその関連事業者・メーカー等が安んじて原子力事業に取り組むことができるようすることを目的としている。

### 4 損害賠償措置について

(1) 原賠法6条は、「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「損害賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」と規定し、原子力事業者に対して、原賠法3条により課せられている無過失責任を資金的に担保するための措置を予め講じることを強制している。具体的には、原子力事業者は、原則として、以下の3つの損害賠償措置の中から任意に1つを選択して、措置を講じなければ、原子炉の運転等をしてはならないものとされ（6条及び7条），違反に対しては刑罰が科せられる（24条）。

(i) 原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、原子力事業者が賠償することにより生ずる損失をうめることを目的とする原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約の締結であって、1200億円又は政令で定める金額（以下「賠償措置額」という。なお、原賠法施行令2条1号により、熱出力が1万キロワットを超える原子炉

(本件原発はこれに該当する。)の運転については1200億円とされている。)を賠償に充てができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの

(ii) 現金又は有価証券の供託であって、賠償措置額を賠償に充てができるものとして文部科学大臣の承認を受けたもの

(iii) 上記(i)又は(ii)に相当する措置であって文部科学大臣の承認を受けたもの

なお、上記(i)のうちの原子力損害賠償責任保険契約は、民間が引き受ける責任保険契約であり、民間保険によっては担保がなされない地震・津波等の事由に基づく原子力損害を原子力事業者が賠償することによって生ずる損失については、政府と原子力事業者の間の原子力損害賠償補償契約に基づいて別途政府により補償される（原子力損害賠償補償契約に関する法律2条及び3条。原子力事業者は、補償料を毎年納付する。なお、本件地震及び本件津波による原子力損害について民間保険（原子力損害賠償責任保険契約）では免責となり、政府との原子力損害賠償補償契約に基づいて上限である1200億円まで補償がなされている。）。

(2) また、原子力損害賠償責任保険契約における保険金が被害者に確実に渡ることを担保するため、原賠法9条は、被害者が損害賠償請求権に関して、責任保険契約の保険金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利（先取特権）を有するものと規定している。これは、原子力損害賠償補償契約における補償金についても準用されており（11条），さらに、同一の趣旨から、被害者に供託物還付請求権が与えられている（13条）。

## 5 政府による援助について

原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力

事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任すべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定し、原子力損害が賠償措置額を超えることとなった場合、必要に応じて政府が援助措置を行うものとしている。これによって、最終的には政府援助が担保され、被害者の保護を図るとともに、原子力事業の健全な発達に資することが予定されている。

## 6　まとめ

以上のとおりであり、原賠法は、同法の「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という2つの大きな目的を達成するために、民法の不法行為法の特別法として、

- ① 賠償責任の厳格化（原子力事業者の無過失責任）と賠償責任の原子力事業者への集中（原子力事業者以外の者の責任免除）
  - ② 責任集中主体である原子力事業者に対する損害賠償措置を講ずべき義務の法定
  - ③ 損害賠償措置額を超える賠償履行に対する国の援助その他の措置
- といいういすれも民法上の不法行為には見られない特異な3つの制度を柱としてその基本的な賠償制度を定めているものである（原子力損害賠償制度の概要については別紙参照。）。

第3 民法709条に基づく「原子力損害」の賠償請求は許されないことについて  
以上のような原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系を踏まえれば、原賠法に基づく原子力事業者の原子力損害の賠償責任は、民法709条に比して、単に責任要件を厳格化する（無過失責任とする）にとどまるものではなく、被

害者保護と原子力事業の健全な発達を2つの目的として、原子力利用に伴う原子力損害に関して、原子力事業者への責任集中、原子力事業者以外の者の責任免除、第三者への求償権の制限、損害賠償措置の強制、国の援助等も含めて、その全体として民法上の不法行為責任に対する特則として立法されているものであり、原子炉の運転等に起因する原子力損害に係る賠償責任については、原賠法に基づいて規律されることが想定されており、民法上の不法行為に基づく請求は排除されていると解されるのである。

以下、この点について詳しく述べる。

#### 1 法体系に基づく解釈

上記第2で見たとおりの原賠法の規定内容及び体系に照らせば、原賠法は民法709条に基づく「原子力損害」の賠償を想定していないことが明らかである。具体的には、以下のとおりである。

ア 原賠法は「原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度」を定めるものとされている（1条）。

イ 原賠法は「原子炉の運転等」により「原子力損害」が生じた場合における「原子力事業者」の責任について、それぞれの法令上の定義が重なり合った場合に限定的に適用される、不法行為法の特則を定めたものである。

ウ 原賠法4条1項（責任の集中）は、「前条の場合においては、同条（引用者注：原賠法3条）の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定し、原子力事業者以外の者の責任を民法その他の法令を含めて免除することによって、民法709条等の重疊的適用を明確に排除している。

エ 他方、原賠法4条1項は、責任集中がなされる主体について「前条の場合においては、同条（引用者注：原賠法3条）の規定により損害を賠償す

る責めに任すべき原子力事業者」（下線部は引用者による。）と規定して、賠償責任主体を原子力事業者に集中させるとともに、原子力事業者の賠償責任発生の根拠規定を同法3条に限定しているのであり、かつ、それ以外の者の責任免除を行うことにより、原賠法のみによって完結する特別の賠償制度を創設している。

オ 原賠法8条及び10条において、原子力損害賠償責任保険契約による保険金及び原子力損害賠償補償契約による補償金が支払われる場合として、「原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において」との規定があるところ、かかる規定は、原賠法に基づいて締結が求められる上記の2つの契約に基づく保険金又は補償金の支払いがなされるのは、原賠法に基づいて賠償責任を負担した場合であることを前提としていることが明らかである。

カ 原賠法は、原子力事業者に事前の段階で損害賠償措置義務を課すとともに、事故時には無過失責任として、民法709条に基づく責任要件を不要とするものであり、一般不法行為に比して格段に厚い被害者保護が図られる特則となっており、民法709条を大きく修正した、完結した別個・特別の賠償制度として定められている。

キ 仮に、原子力事業者が、原子炉の運転等による原子力損害について民法709条に基づく損害賠償責任を負うとすれば、原賠法ではなく民法上の規律に従うこととなる結果として、原子力事業者は第三者に対する求償権の制限を受けず、軽過失にとどまる関連事業者等の第三者に対しても求償権を行使し得ることとなり、また、原賠法の体系下で慎重に用意されている賠償金の補てんとしての保険金や補償金の支払い及び政府による援助も得られないとの解釈が成り立ち得るが、このような帰結は、原賠法に基づく賠償制度の全体と全く整合しないばかりか、原子力損害賠償制度の趣旨を明らかに没却する。

原賠法は、被害者保護のみならず、原子力事業の健全な発達をも立法目的としている点で、民法上の不法行為と異なる性格を有するものであり（1条），そのような目的を達成するための損害賠償制度の体系として完結している。

以上を踏まえれば、我が国の法体系上、原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償に関しては、原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系の下で、無過失責任だけではなく、責任集中や損害賠償措置義務の制度、さらには政府による援助など、同法により定められた一体としての原子力損害賠償制度の下で賠償が進められることによって、被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資するものとされているのである、同法の適用範囲において、責任原因規定としての民法709条の適用は排除されると解されるのである。

なお、原告らにおいて民法709条に基づく請求が許されないとしても、原賠法に基づいて原子力事業者の無過失責任を追及することができるから、何らの不利益はなく、民法709条に基づく請求を許容すべき実益自体も全く存しない。

## 2 裁判例

これまでの裁判例上も、原子力損害については、民法709条の適用は排除されるとの結論で一致している。

- ① 水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁は、本件と同様、原賠法及び民法709条の適用関係が問題となった事案において、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない」と判示している（なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断

がなされ、上告不受理によって確定している。)。

② 東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案において、「原告が被告の『原子炉の運転等』以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はな」いと判示している。また、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。

### 3 行政解釈

科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」（乙D1の52頁）においても、「第二章（引用者注：3条ないし5条）は、民法の損害賠償に関する規定の特例でもある。その範囲において民法の規定は適用を排除されるが、損害賠償に関する規定であっても責任発生の要件等に関する規定以外のものは、原子力損害賠償責任に対してもなお適用がある。具体的には、民法第415条（債務不履行の要件）及び第709条から第724条までの不法行為に関する規定のうち、第709条（不法行為の要件）、第715条（使用者の責任）、第716条（注文者の責任）及び第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）が本章の規定によって排除される」と明記されており、行政解釈としても、原子力損害については民法709条の適用は排除される旨が明らかにされている。

### 4 まとめ

以上のとおりであり、原賠法の趣旨及び目的、並びにその仕組みを前提にすると、原賠法は、原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償責任については、

同法において完結する民法の特別法としての特別の損害賠償制度を構築したものであり、原子力損害の賠償責任については、民法709条は適用されない。

したがって、民法709条に基づく原告らの主張はその余の点を判断するまでもなく、すべて失当である。

#### 第4 原告ら準備書面1の第3（9～12頁）に対する反論

以下では、原告ら準備書面1「第3 被告東電の『過失』が審理の対象となることについて」（原告ら準備書面1の9～12頁）に対して必要な範囲で反論を行う。

##### 1 原賠法は民法709条を排除していないとの主張について

###### （1）原告らの主張の概要

原告らは、原賠法3条1項はその法文上、原子力事業者に対する損害賠償請求について民法709条の適用を排除することを何ら規定しておらず、原賠法4条3項においても商法798条1項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律及び製造物責任法の規定は適用しないと規定されているが民法709条の適用は排除していないとして、原賠法は民法709条の適用を排除していないと主張する（原告ら準備書面1の9～10頁）。

###### （2）商法798条1項、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律について

しかしながら、共同海損に関する消滅時効（商法798条1項）は、消滅時効の期間について民法724条の特則の地位を有するところ（最高裁判所第2小法廷平成17年11月21日判決），原賠法は、原子力損害の賠償請求権に関する消滅時効の特則を規定しておらず、陸上での原子力施設から生じた原子力損害については、民法724条の3年の消滅時効の規定が適用されることとなるため、このこととのバランスを考慮して、原賠法4条3項で

共同海損に関する消滅時効（商法798条1項）の適用を排除しているものと解される（科学技術庁原子力局監修「原子力損害賠償制度」，乙D1の63～64頁）。

また、船舶の所有者等の責任（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律）は、船舶の所有者等の責任を制限するという点で民法の不法行為の特則となっているが、原賠法では、原子力事業者への責任集中の規定があるため、原賠法4条3項で適用が除外されなければ、原賠法と船舶の所有者等の責任の制限に関する法律は互いに民法の特則の地位を有することとなって、両者の優劣関係は不明となる。

船舶の所有者等の責任（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律）が優先適用されると解すれば、責任制限額は原賠法の原子力損害賠償責任保険契約における保険金及び政府による援助に比して少額になってしまう。

他方で、原賠法が優先適用されると解すれば、原子力事業者への責任集中が規定されているため、原子力事業者のみが原賠法に基づく賠償責任を負うこととなる。

これらの事情を踏まえ、原子力船の原子炉の運転により生じた原子力損害については陸上であろうと海上であろうと原賠法を適用することで一貫するものとし、原子力損害の賠償については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律を適用除外とすることにより立法的な解決が図られたものと考えられる（科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」，乙D1の64～65頁）。

### （3）製造物責任法について

製造物責任法についても、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産にかかる被害が生じた場合における製造事業者等の損害賠償の責任について定める点で民法の特則の地位を有することから、同じく特別法の地位を有する

原賠法との間での適用上の優劣関係が明確ではないこととなる。

この点についても、製造物責任法に規定される製造業者等には原子炉設置者に原子炉や核燃料物質を供給した業者も含まれ得ることから、原賠法3条の原子力事業者への責任の集中を担保するため、原子力損害については製造物責任法を適用除外としているものであると考えられる（科学技術庁原子力局監修の「原子力損害賠償制度」、乙D1の65頁）。

#### (4) 小括

したがって、原告らが挙げている規定は、民法の特別法であり原賠法との優劣関係が明らかでないもの、もしくは、原賠法が規定していない民法規定の特則が適用されることで不都合が生じる規定の適用を除外したものであり、原賠法とその一般法である民法の適用関係そのものについて規定の対象としているものではない。

かかる規定の存在は、民法709条の適用に関する原告らの主張を何ら裏付けるものではなく、むしろ、これらの規定は、民法の特別法として制定されている上記のとおりの他の法令の責任規定について適用除外とすることにより、原子力損害の賠償については、原賠法に基づいて一本化され完結した賠償制度を創設することを法が意図していることの表れであるということができる。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

#### (5) 被害者保護は民法709条を適用する理由とならないこと

また、原告らは、原賠法は「被害者の保護」を目的としているところ、原賠法3条1項に基づく請求をするか、民法709条による請求をするかは請求を行う被害者の選択に委ねればいいとし、その理由として、自動車損害賠償保障法に基づく請求及び金融商品販売法5条に基づく請求が、民法上の不

法行為に基づく請求と選択することができることと何ら変わりがないと主張する（原告ら準備書面1の10頁）。

しかしながら、原賠法4条は「前条（引用者注：原賠法3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任すべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定し、その他、原子力事業者による求償権の行使の制限（第三者に故意がある場合に限定）や政府による援助等の一般不法行為の枠組みと異なる特別の制度を設けているものであるから、原子力損害に係る賠償は専ら原賠法に基づいて行われることが予定されている。

そして、原告らが主張するように原子力損害について民法709条に基づく請求も重ねて許容されるとすれば、原賠法が「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的のために定めている上記のとおりの特別の制度、特に「原子力事業の健全な発達」という目的に基づく原賠法の諸規定（求償権の制限、政府による援助等）が、被害者の選択によっては適用されないという結果を招き、原賠法全体の趣旨を没却することとなってしまう。

したがって、「被害者の保護」のみならず「原子力事業の健全な発達」の目的を有する原賠法の解釈に当たっては、そのような2つの目的に整合的に解する必要があり、原告らの上記主張にも理由がない。

なお、以下、念のため個別の法律毎に検討する。

#### ア 自動車損害賠償保障法について

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）1条は、「この法律は、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達に資することを目的とする。」とされており、

「被害者の保護」とともに「自動車運送の健全な発達」も目的とはしている。

しかしながら、交通事故をめぐる法律関係について、保険制度や社会保障制度の発達により、①相手方に対する民法709条に基づく請求、②相手方自賠責保険会社に対する自賠法16条に基づく被害者請求、③政府に対する自賠法72条に基づく請求、④相手方任意保険会社に対する保険金直接請求、⑤自らの任意保険会社に対する保険契約に基づく保険金請求の可能性があり、これらの他にも、労働者災害補償保険法に基づく給付、国民健康保険法等に基づく給付やその他各種公的給付、相手方の雇用主に対する民法715条に基づく使用者責任の追及等による請求権の行使が考えられ、交通事故を巡る賠償制度としては、請求の相手方や法律構成を多数設け、被害者がそこから適切な手立てを選択できるように構成されているものであり、原賠法が採用しているような、原賠法3条に基づいて賠償責任を負う原子力事業者への法律上の責任集中及びそれ以外の者の責任免除（原賠法3条及び4条1項）や求償権の制限（原賠法5条）といった規定は自賠法には全く置かれておらず、むしろ原賠法のアプローチとは逆の方法を採用しているものといい得る。

したがって、自賠法についても、原賠法に関する原告らの主張を何ら裏付けるものではない。

#### イ 金融商品販売法について

金融商品販売法1条は、「この法律は、金融商品販売業者等が金融商品の販売等に際し顧客に対して説明をすべき事項等及び金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正の確保のた

めの措置について定めることにより、顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」とされており、「顧客の保護」だけでなく、「国民経済の健全な発展に資すること」も目的とはしている。

しかしながら、「顧客の保護」と「国民経済の健全な発展に資すること」との関係は、「顧客の保護」が図られることにより、国民の有する金融資産の運用の適正化・効率化が図られ、金融市場に対する資金供給が円滑・効率的に行われることが期待され、ひいては国民経済の健全な発展が期待されるという関係にあり、同法の直接の目的はあくまで「顧客の保護」である。

これは、条文の文言上、「顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする」（傍点は引用者による）として、原賠法の目的規定と異なる定め（原賠法の目的規定は、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」として「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」を並列的に記載している。）をしていることや原子力事業者への法律上の責任集中及びそれ以外の者の責任免除（原賠法3条及び4条1項）や求償権の制限（原賠法5条）といった「原子力事業の健全な発達」という被害者の保護とは別の目的のための規定が金融商品販売法には全く置かれていないことからも明らかである。

したがって、金融商品販売法についても、原賠法とは法律の建付けが異なるのであり、原賠法に関する原告らの主張を何ら裏付けるものとはならない。

## 2 共同不法行為責任に関する主張について

原告らは、被告東京電力と被告国に対し、共同不法行為責任を追及しており、連帶して責任を問うためには各共同行為者の故意・過失が審理されなければならない、また、共同不法行為者間の責任割合を考える上で、被告東京電力と被

告国のそれぞれの故意・過失の度合いの判断が不可欠となると主張する（原告ら準備書面1の10頁）。

しかしながら、本件事故に関して被告東京電力が原賠法3条に基づく損害賠償責任を負う立場にあることについて争っていない以上、原告らが、被告国との関係での共同不法行為の主張をするか否かに関わらず、被告東京電力の過失の有無等については審理する必要はない。

けだし、原告らの立論によっても、被告国の国賠法に基づく責任と被告東京電力の原賠法に基づく責任が不真正連帶債務の関係に当たると主張すれば足りるからである。

したがって、原告らの上記主張には理由がない。

### 3 慰謝料算定において加害者の過失が斟酌されるとの主張について

原告らは、慰謝料の算定においては、加害者の故意・過失の種類・程度を斟酌するのが判例・通説であり、慰謝料を算定するに際しても、被告東京電力の加害行為の悪質性、すなわち被告東京電力の故意・過失の審理が必要不可欠であると主張する（原告ら準備書面1の10～11頁）。

この点、慰謝料の本質については、判例及び通説的見解において、被害者の損害の填補としての賠償の性質を有するものと解されており、被害者がどのような被害を受けたのかという点に着目して、非財産的損害としてこれを填補するものであると解されているところ、一般論として、慰謝料額の算定に当たって、加害の動機や態様等の加害者側の事情（最判昭和40年2月5日民集77巻321頁参照）が参酌されることがあり得ることについては争うものではない。

しかしながら、本件事故の原因となった本件地震及び本件津波については、我が国における地震に関する専門機関である文部科学省地震調査研究推進本部においても「想定外であった」（乙D2「平成23年（2011年）東北地方

「太平洋沖地震の評価」）としており、中央防災会議においても「想定をはるかに超えた大きな地震・津波」としている（乙D3「東北地方太平洋沖地震の特徴と課題」、乙D4「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」）。

このように、本件事故は専門機関においてすら予想・予見できなかつた自然事象（天災地変）に起因して生じたものであることが明らかであり、解釈論上は、本件地震及び本件津波が、原賠法3条1項但書の適用の有無自体が争点となり得る程度の災害であったことを踏まえれば、被告東京電力が、専門機関においてすら予見していなかつたかかる巨大地震・巨大津波の発生の可能性について客観的な根拠に基づいて本件事故前に予見し得た又は予見していたということはできないことは明らかである。

また、故意と同視し得る程度の過失や被告東京電力の行為の悪質性については、原告らから主張もされていない。

被告東京電力としては、上記を踏まえ、本件事故によって被害者が受けた精神的損害については、被害者が本件事故により受けた被害の状況・程度に基づいて合理的に算定されるべきものであると考えており、一般論は別として、上記で述べたとおりの本件に関する事情を踏まえれば、本件事故に基づく精神的損害額の算定に当たっては、被告東京電力の過失の有無の審理は実質的に必要がない。

#### 4 被告東京電力が引用する裁判例に関する主張について

- (1) 水戸地法裁判所平成20年2月27日判決及び東京高等裁判所平成21年5月14日判決について、原告らは、主位的に民法上の不法行為、予備的に原賠法3条1項に基づく損害賠償を求めた事件であり、同事件の主な争点は原賠法4条1項の解釈問題であり、原子力事業者に対する民法709条に基づく請求の排除については、先例的価値は見出しがたい、控訴審においても

実質的な判断はされていないと主張する(原告ら準備書面1の12頁。なお、【①事件】に関する主張は、第3の5(3)で主張されており、同所の「【②事件】」とあるのは「【①事件】」の誤記と思われる。)。

しかしながら、当該事件では、原子力事業者に対して民法709条に基づく損害賠償請求がなされており、これに対して、「原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない」と判断している。そして、控訴審も、第一審の判断を引用して同様の判断をしている。

したがって、原告らの上記主張は当たらない。

(2) 東京地方裁判所平成16年9月27日判決及び東京高等裁判所平成17年9月21日判決について、原告らは、東京高等裁判所は、原賠法が民法上の不法行為責任を排除するかについて実質的な判断を何ら示していないのであって、原賠法が民法上の不法行為責任を排除した先例には該当しないと主張する(原告ら準備書面1の11~12頁。なお、【②事件】に関する主張は、第3の5(2)で主張されており、同所の「【①事件】」とあるのは「【②事件】」の誤記と思われる。)。

しかしながら、第一審では、「原告が被告の「原子炉の運転等」以外を加害原因として主張していない本件においては、原賠法三条一項による無過失賠償責任と別個に民法七〇九条による賠償責任が成立する余地はない」と判断され、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされているが、これは、「原子炉の運転等」以外の加害原因を主張する場合には一般不法行為に基づく責任追及が許されることを当然の

前提としつつ、「原子炉の運転等」以外の加害原因に基づく主張がなされていない本件では（すなわち、「原子炉の運転等」に基づく加害原因のみが請求されている本件では），原賠法3条1項に基づく無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はないと判示しているものである。

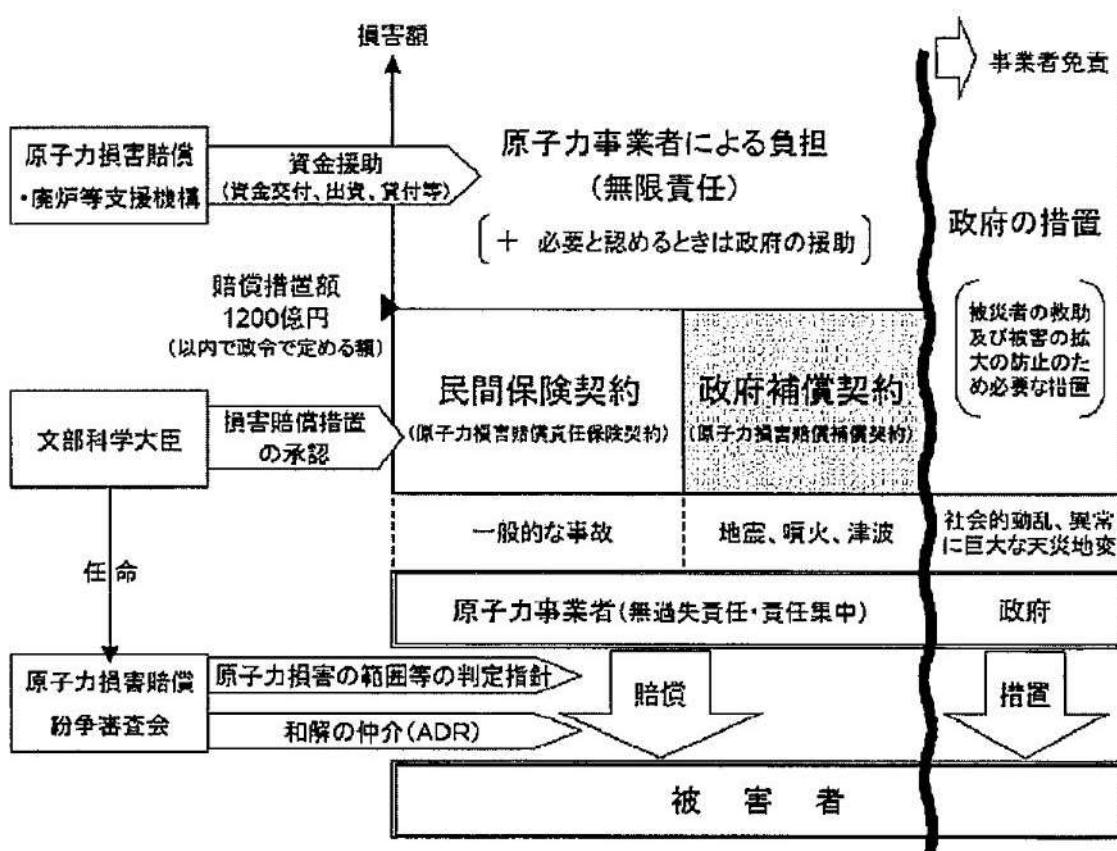
したがって、上記東京地裁判決の理解に係る原告らの主張も誤りである。

以上



## ●制度の概要

原子力の開発利用に当たっては安全確保を図ることが大前提であります。万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」(原賠法)に基づく原子力損害賠償制度が設けられています。この法律は、1.原子力事業者に無過失・無限の賠償責任を課すとともに、その責任を原子力事業者に集中し、2.賠償責任の履行を迅速かつ確実にするため、原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入等の損害賠償措置を講じることを義務づけ(賠償措置額は原子炉の運転等の種類により異なりますが、通常の商業規模の原子炉の場合の賠償措置額は現在1200億円)、3.賠償措置額を超える原子力損害が発生した場合に国が原子力事業者に必要な援助を行うことが可能とすることにより被害者救済に遗漏がないよう措置する、等について定めるものです。なお、この原子力損害賠償制度については、平成11年にJCO臨界事故を契機として賠償措置額の引き上げを行うなど、諸情勢の変化に対応した改正を行ってきているところです。



### お問合せ先

原子力損害賠償制度及び原子力損害賠償紛争審査会に関すること

電話番号:03-5537-0245(平日 9時30分~18時15分)(土日祝除く)

(研究開発局原子力損害賠償対策室)

—登録:平成21年以前—